

大阪歯科大学歯学部学業成績評価に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学学則（以下「学則」という。）第35条に基づき必要な事項を定める。

(カリキュラム)

第2条 カリキュラムは、科目を主とする以下の11コースを基本構成とする。

- (1) 態度教育（第1～4学年）
- (2) 教養教育（第1学年）
- (3) 語学・情報科学教育（第1・3学年）
- (4) 基礎科学教育（第1学年）
- (5) 基礎系歯科医学教育（第1～3学年）
- (6) 社会系歯科医学教育（第2・3学年）
- (7) 臨床系歯科医学教育（第3・4学年）
- (8) 総合医学系教育（第3・4学年）
- (9) 歯科医学統合教育（第1～4学年）
- (10) 歯科臨床教育（第5学年）
- (11) 歯科医学統括教育（第6学年）

2 科目の単位については、15時間から30時間の授業時間及び自学自習時間を含む45時間の学修をもって1単位とする。各科目の単位数は【別表】に示す。

3 各学年で修得しなければならない単位数は次の通り定め、学則第35条により、試験の合格者に次の単位を与える。詳細は【別表】に示す。

- (1) 第1学年（各科目）の単位数46単位
- (2) 第2学年（各科目）の単位数45単位
- (3) 第3学年（各科目）の単位数44単位
- (4) 第4学年（各科目）の単位数40単位
- (5) 第5学年（各科目）の単位数40単位
- (6) 第6学年（各科目）の単位数25単位

4 第2学年編入学生に係る特例については、次の通り定める。

- (1) 学則第14条の2に該当する科目については単位を認定し、受講を免除する。
- (2) 第1学年科目のうち履修すべき科目については第2学年において履修するものとする。
 - ① 授業は放課後、夏季休暇等、第2学年の授業時間割と重複しないよう実施する。
 - ② 科目の評価は科目試験、小テスト、口頭試問、出席状況、受講態度、レポートなどを参考に総合的に判定する。

(出欠席)

第3条 履修科目のすべての授業に出席しなければならない。

2 交通機関の運休や気象警報の発令、感染症の罹患等により、止むを得ず欠席等する場合

の措置は、「学生の通学が困難となる事由が発生した場合の授業等の取扱い規程」に定める。

3 遅刻、早退は、1回につき、3分の1コマの欠席に換算する。

4 次のいずれかの要件を満たさない者は授業に参加することはできない。またすべての試験について受験資格を与えない。

(1) 学費（授業料、施設維持費、教育充実費）を完納すること。

(2) 定期健康診断を受診し、完了すること。

（評価基準）

第4条 学業成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、その得点区分は次のとおりとする。

(1) 90～100点・・・秀

(2) 80～89点・・・優

(3) 70～79点・・・良

(4) 65～69点・・・可

(5) 65点未満・・・不可

2 得点率で判定している試験については、得点率を得点に換算して評価する。なお試験当日の欠席者の評価は0点とする。

（第1～4学年の科目試験）

第5条 科目試験（第2条第1項第1号から第8号までの各科目の成績を評価する試験）の受験資格、試験、評価については以下に定める。

(1) 各学年のシラバスに記載された各科目の開講コマ数の80%以上出席の者に受験資格を与える。ただし、下記に示す態度教育の科目のうち（ ）内の開講コマについては全出席とする。

第1学年	コミュニケーションⅠ（ODUソーシャルコミュニティー、FIS）
第2学年	コミュニケーションⅡ（ODUソーシャルコミュニティー、FIS、解剖体慰霊祭） 問題解決基盤（発表回）
第3学年	コミュニケーションⅢ（ODUソーシャルコミュニティー、防災訓練）
第4学年	コミュニケーションⅣ（ODUソーシャルコミュニティー）

なお、科目単位数が1単位及び0.5単位の科目については、各年度で科目ごとに欠席上限コマ数を定める。

(2) 科目の試験は、中間試験（0.5単位の科目については任意とする）及び科目試験で構成される。

(3) 科目試験（追再試験含む）は、原則多肢選択問題、記述式問題及び論述式問題で構成する。

(4) 科目の評価は、科目試験、中間試験（評価については任意とする）、小テスト、口頭試験、出席状況、受講態度、レポートなどを参考に総合的に判定し、65点以上の者を合格とする。

(5) 本試験不合格者には再試験を1回実施する。また、本人の責めに帰さない事情により本

試験を欠席し、公欠の承認を受けた者には追試験を1回実施する。公欠については別に示す。なお、追試験の再試験は実施しない。

- (6) 追再試験は65点以上の者を合格とし、再試験合格者の評価は得点にかかわらず65点、また追試験合格者の評価は満点を80点とする。

(第1～3学年の総括試験)

第6条 総括試験(第2条第1項第9号の歯科医学統合教育の成績を評価する試験)の受験資格、試験、評価については以下に定める。

- (1) 当該年度のすべての科目の合格者に総括試験の受験資格を与える。ただし、当該年度の科目において不合格科目が2科目以内の者にも受験資格を与える。
- (2) 第3学年においては、前号に加え朝テストの受験回数80%以上かつ総合得点率65%以上を満たさなければならない。
- (3) 総括試験(追再試験含む)は多肢選択問題とし、各講座の出題問題のうち1問以上(最大で2分の1)は歯科医師国家試験の過去の問題(改変可)を含むものとし、問題は毎年変えるものとする。なお、物理学・化学・生物学・英語についてはこれを適用しない。
- (4) 得点率65%以上の者を合格とし、追再試験においても得点率65%以上の者を合格とする。再試験合格者の評価は得点率にかかわらず65点、また追試験合格者の評価は満点を80点とする。
- (5) 当該年度の科目において不合格科目が2科目以内の者の総括試験は、得点率67%以上で合格とし評価は得点率にかかわらず65点とする。なお、当該総括試験の追再試験は実施しない。
- (6) 不合格科目が2科目以内の者が総括試験に合格した場合に不合格科目の課題を与える。課題の評価は教務部長が行い、課題の合格をもって当該不合格科目を合格にする。ただし評価は65点とする。
- (7) 当該年度の科目及び総括試験の合格者に、当該年度の開講科目の単位を与える。

(第1～4学年の科目試験及び第1～3学年の総括試験の追試験について)

第7条 「学生の通学が困難となる事由が発生した場合の授業等の取扱い規程」に準ずる理由により、第1～4学年の科目試験及び第1～3学年の総括試験の本試験を受験できなかった者に対して、追試験を許可する場合がある。ただし本試験を欠席する理由が事前に分かっている場合は、本試験実施日の2日前までに試験欠席届と欠席理由を証明する書類等を提出しなければならない。また、予想できない理由により本試験を欠席した場合は、本試験後5日以内に試験欠席届と欠席理由を証明する書類等を提出しなければならない。なお、追試験は1回限りとし追試験の追再試験は行わない。

(第4学年の総括試験及び歯学生共用試験)

第8条 総括試験(第2条第1項第9号の歯科医学統合教育の成績を評価する試験)の受験資格、試験、評価については以下に定める。

- (1) 総括試験は当該年度内に3回実施する。
- (2) 3回分の平均得点率が65%以上の者を合格とする。不合格者には再試験を1回実施し、

得点率70%以上の者を合格とする。

- 2 歯学生共用試験CBT（以下「CBT」という）及び歯学生共用試験OSCE（以下「OSCE」という）は、次の要件をすべて満たす者に受験資格を与える。
 - (1) 当該年度のすべての科目及び総括試験に合格している者
 - (2) 当該年度の朝テスト受験率80%以上かつ総合得点率65%以上の者
 - (3) 当該年度のコアカリに沿った講義Ⅰ～Ⅲ・実習の開講コマ数のそれぞれに80%以上出席し、スリップ帳等の要件を満たす者
- 3 CBT及びOSCEの合格基準は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施機構が規定する到達基準に準ずる。また、再試験についても同様とする。
- 4 当該年度のCBT及びOSCEの合格者に、当該年度の開講科目の単位を与える。

（登院資格）

第9条 第5学年に進級した者には、臨床実習生（歯学）の称号を付与し登院資格を与える。

（第5学年の臨床知識試験）

第10条 臨床知識試験（第2条第1項第10号の歯科臨床教育の成績を評価する試験）の受験資格、試験、評価については以下に定める。

- (1) 歯科臨床教育は臨床実習及び臨床講義、総合講義からなり、2つの講義のそれぞれの開講コマ数の出席率が、臨床知識試験の各回及び再試験の前日までに80%以上満たす者に受験資格を与える。
- (2) 臨床知識試験は5回実施する。
- (3) 総合得点率67%以上の者を合格とする。ただし、総合得点率の算出は第1回、第2回、第3回、第4回、第5回の各臨床知識試験の得点率にそれぞれ0.2、0.1、0.1、0.1、0.5を乗じ、合計した値とする。
- (4) 不合格者には再試験を1回実施し、得点率70%以上の者を合格とする。なお、臨床知識試験本試験に合格している者も、臨床知識試験再試験を模擬試験として受験しなければならない。ただし、本試験合格者が海外研修等により受験できない場合はこれを免除する。

（第5学年の臨床実習及び診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験）

第11条 歯科臨床教育における臨床実習の自験必須項目は、次の通り定める。

- (1) 医療面接
- (2) 診療録の作成
- (3) バイタルサイン
- (4) 頭頸部の診察
- (5) 口内法エックス線撮影
- (6) 口腔内検査
- (7) コンポジットレジン修復
- (8) ラバーダム防湿
- (9) 感染根管治療

- (10) ブラークコントロール指導
- (11) スケーリング・ルートプレーニング
- (12) クラウンブリッジ
- (13) 部分床義歯・全部床義歯
- (14) 単純抜歯（永久歯）
- (15) 予防・指導
- (16) チーム医療・地域医療

- 2 前項の自験必須項目及び各科設定項目の合格基準については、当該年度の臨床実習必携に定める。
- 3 診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験Post-CC PXとして臨床実地試験（CPX）と一斉技能試験（CSX）を実施する。臨床実地試験（CPX）と一斉技能試験（CSX）の受験資格及び合格基準等については別に定める。
- 4 第2項の臨床実習において臨床実習必携に示す当該診療科の評価項目を充たし、かつ前項の試験に合格した者を臨床実習の合格（完了）者とする。
- 5 前条の臨床知識試験及び前項の臨床実習の合格（完了）者に歯科臨床教育の単位を与える。

（第6学年の学士試験）

第12条 学士試験（第2条第1項第11号の歯科医学統括教育の成績を評価する試験）の受験資格、試験、評価については以下に定める。

- (1) 歯科医学統括教育は総括講義からなり、学士試験1（学士試験1-①、学士試験1-②、学士試験1-③）、学士試験1再試験、学士試験2及び学士試験2再試験を実施する。なお、学士試験1及び学士試験2の再試験はそれぞれ1回とする。
- 2 学士試験1の受験資格は、原級留置者において当該年度の前年度中に開講する「基礎特別講義」の出席率が開講コマ数の80%以上であることを条件とする。
 - (1) 学士試験1本試験の合格基準は、学士試験1-①、学士試験1-②及び学士試験1-③の得点を合計した得点率が、必修問題で80%以上かつ必修以外の問題で67%以上の者を合格とする。また、学士試験1再試験は必修問題で80%以上かつ必修以外の問題で70%以上の得点率で合格とする。
- 3 学士試験2においては次の要件をすべて満たす者に受験資格を与える。
 - (1) 学士試験1の合格者
 - (2) 学士試験2までの総括講義の出席率が80%以上の者
 - (3) 朝小テストの受験率が80%以上の者
 - (4) 原則として、学士試験2までに実施するすべての試験（学士試験1-①～1-③、学士試験1再試験及び模擬試験）を受験すること。
- 4 学士試験2本試験の合格基準は、必修問題の得点率が80%以上かつ一般問題及び臨床実地問題のそれぞれの得点率が73%以上とする。ただし、当該試験の総合得点率50位以内の者が必修問題、一般問題、臨床実地問題のそれぞれの合格基準を満たしていない場合、正答数にそれぞれ1問加算した得点率で合否判定する。
- 5 学士試験2再試験の合格基準は、必修問題の得点率が80%以上かつ領域別評価（総論・

各論)においてそれぞれの偏差値が基準値以上とする。なお偏差値は当該年度の本学指定の試験結果により定める。

- 6 学士試験 1 の不合格者は学士試験 2 本試験を「復活試験」として受験することができる。受験資格は「復活試験」までの総括講義の出席率が90%以上及び第3項第3号及び第4号とする。
- 7 学士試験 2 本試験を「復活試験」として受験した者の合格基準は、学士試験 2 本試験と同様とする。
- 8 第6項の「復活試験」の合格者は、学士試験 2 再試験を受験することができる。なお合格基準は学士試験 2 再試験と同様とする。学士試験 2 再試験の合格者を学士試験 2 の合格者とする。
- 9 学士試験 2 の合格者に歯科医学統括教育の単位を与える。

(進級基準)

第13条 進級基準は次の通り定める。

- (1) 第2、第3、第4学年にそれぞれ進級できる者は、当該年度のすべての科目及び総括試験の合格者とする。
- (2) 第5学年に進級できる者は、当該年度のCBT及びOSCEの合格者とする。
- (3) 第6学年に進級できる者は、臨床知識試験及び臨床実習の合格(完了)者とする。

(成績不振者・原級留置者の取り扱い)

第14条 原級留置者の取り扱いについては、次の通り定める。

- (1) 各学年において、前条の規定を満たさない者は原級留置とし、すべての科目を再履修する。
- (2) 第1学年の原級留年者で、早期臨床体験学習、基礎学力充実科目、情報科学の各科目試験に合格している場合は、これらの科目の再履修は免除する。

(卒業の認定・学位の授与)

第15条 次の要件をすべて満たす者に卒業資格及び学位授与資格を与え、卒業証書・学位記を授与する。

- (1) 学士試験 2 の合格者
- (2) 本学に6年以上(編入生は5年以上)在学して240単位を修得した者
- (3) 学士試験に合格し、歯科医師国家試験後に実施する報告会に出席して自己解答を提出した者

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月26日より施行する。
- 2 この規程は、平成28年3月24日より改正した。
- 3 この規程は、平成29年3月28日より改正した。
- 4 この規程は、平成29年4月1日より改正した。

- 5 この規程は、2018年2月22日より改正した。
- 6 この規程は、2019年3月15日より改正した。
- 7 この規程は、2019年4月1日より改正した。
- 8 この規程は、2020年4月1日より改正した。
- 9 この規程は、2020年11月26日より改正した。
- 10 この規程は、2022年4月1日に改正した。
- 11 改正後の第2条第3項及び第15条第2号の規定にかかわらず、2021年度以前入学者（2021年度1年次における留年者、復学者、再入学者、又は2020年度以前から1年次に留まる者を除く。）については、従前の例による。
- 12 この規程は、2023年1月1日に改正した。
- 13 この規程は、2023年4月1日に改正した。
- 14 この規程は、2023年7月27日に改正した。
- 15 この規程は、2024年4月1日に改正した。
- 16 この規程は、2025年4月1日に改正した。

学年	コース	科目	単位数
1 年			4 6
	態度教育	コミュニケーションⅠ 人権論 歯学概論Ⅰ 歯学概論Ⅱ 現代教養 新入生研修 早期臨床体験学習	1 1 1 1 2 1 1 8
	教養教育	倫理学 法学 社会学 心理学	1 1 1 1 4
	語学・情報科学教育	英語Ⅰ 英語Ⅱ ドイツ語 情報科学	2 2 1 2 7
	基礎科学教育	物理学 化学 生物学 数学 基礎学力充実科目	4 4 4 2 1 15
	基礎系歯科医学教育	解剖学Ⅰ 組織学 口腔解剖学	3 2 4 9
	歯科医学統合教育	英語Ⅰ、英語Ⅱ、物理学、化学、生物学、 解剖学Ⅰ、歯学概論Ⅰ、組織学、口腔解剖学	3

学年	コース	科目	単位数
2 年			4 5
	態度教育	コミュニケーションⅡ 問題解決基盤	1 1 2
	基礎系歯科医学教育	歯学英语Ⅰ 解剖学Ⅱ 口腔組織学 生理学 口腔生理学 生化学 口腔生化学 病理学 口腔病理学 微生物学Ⅰ 微生物学Ⅱ 歯科薬理学 歯科理工学	2 4 3 3 2 3 2 3 4 3 2 4 4 39
	社会系歯科医学教育	医療統計学	1
	歯科医学統合教育	歯学英语Ⅰ、解剖学Ⅱ、口腔組織学、生理学、口腔生理学、生化学、口腔生化学、病理学、口腔病理学、微生物学Ⅰ、微生物学Ⅱ、歯科薬理学、歯科理工学	3

学年	コース	科目	単位数
3 年			4 4
	態度教育	コミュニケーションⅢ ゼミナール／研究チャレンジ	1 1 2
	語学・情報科学教育	臨床歯科医学情報科学	1
	基礎系歯科医学教育	歯学英语Ⅱ	1
	社会系歯科医学教育	法医学・法歯学 衛生学・公衆衛生学 医療倫理学 社会歯科学・口腔衛生学 歯科医療安全管理学	1 1 1 3 1 7
	臨床系歯科医学教育	保存修復学 歯内治療学 歯周病学 クラウンブリッジ補綴学 総義歯補綴学 口腔外科学Ⅰ 歯科放射線学 歯科健康管理学	4 3 3 6 5 2 3 1 27
	総合医学系教育	内科学 一般医学Ⅰ	2 1 3
	歯科医学統合教育	臨床歯科医学情報科学、衛生学・公衆衛生学、医療倫理学、社会歯科学・口腔衛生学、歯科医療安全管理学、保存修復学、歯内治療学、歯周病学、クラウンブリッジ補綴学、総義歯補綴学、口腔外科学Ⅰ、歯科放射線学、内科学、歯科健康管理学	3

学年	コース	科目	単位数
4 年			4 0
	態度教育	コミュニケーションⅣ	1
	臨床系歯科医学教育	歯科矯正学 小児歯科学 障害者歯科学 高齢者歯科学・口腔リハビリテーション学 局部床義歯補綴学 口腔インプラント学 口腔外科学Ⅱ 歯科麻酔学	4 4 1 3 5 2 2 3 24
	総合医学系教育	一般医学Ⅱ	1
	歯科医学統合教育	コアカリに沿った講義Ⅰ～Ⅲ・実習	14

学年	コース	科目	単位数
5 年			4 0
	歯科臨床教育	臨床実習、臨床講義、総合講義	4 0

学年	コース	科目	単位数
6 年			2 5
	歯科医学統括教育	歯科医学統括教育	2 5